

企業向け農業参入ガイド

農業の担い手の減少や高齢化が進む中、農業・農村が持続的に発展していくためには、民間企業の農業参入などにより多様な担い手を確保していくことが重要と考えています。

このため、近畿農政局においては、農業参入に関心がある企業の皆さまからの問合せ窓口を設置しております。
お気軽に問合せ・ご相談ください。

《問合せ窓口》

近畿農政局経営・事業支援部農地政策推進課
農地企画係 電話：075-414-9013

農林水産省
近畿農政局

企業の農業参入について（形態区分）

どのような形態（パターン）で農業に参入するのか検討していますか。

- ① 農産物を生産するのか。
- ② 農地を利用するのか。
- ③ 農地を所有するのか借入するのか。

農業参入を希望する企業

①農産物を生産するのか

生産する

生産しない

②農地を利用するのか

利用する

利用しない

③農地を所有するのか、借入するのか

所有

借入

パターン1※

農地所有適格法人の要件を満たし農業を行う
（新設も含む）

企業が農地所有適格法人の要件を満たす法人を設立したり、既存の法人に出資して構成員として農業経営に参画するなどの形態です。
農業関連事業が売上の過半を占める等の要件があります。

パターン2

農地を借り入れて農業を行う
（解除条件付きの貸借権の設定）

企業が農地を借りて、自ら農作物の生産を行う形態です。
賃貸借契約において農地を適切に利用していない場合の解除条件を付すことなどの要件があります。

パターン3

農地を利用しないで農業を行う

農地以外の土地を利用して企業が生産施設（植物工場等）を建設し農業生産を行う形態です。

パターン4

農家の農作業を請け負う

企業等が保有する農業機械を使い農作業を請け負い、作業料金を得る形態です。

農地所有適格法人として農業参入する場合（パターン1）

「農地所有適格法人」とは、農地法に規定する次の4つの要件を全て満たした法人です。

1. 法人形態要件 株式会社（公開会社でないもの）、農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社
2. 事業要件 主たる事業が農業（自ら生産した農産物の加工・販売等の関連事業※を含む。）〔売上高が過半〕
〔関連事業〕
 - ・ 農畜産物の製造・加工
 - ・ 農畜産物の貯蔵、運搬、販売
 - ・ 農業生産に必要な資材の製造
 - ・ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置・運営等（例えば、農家民宿）
3. 議決権要件

農業関係者	・ 法人の行う農業に常時従事する個人 ・ 農地の権利を提供した個人 ・ 農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体を通じて法人に農地を貸し付けている個人 ・ 基幹的な農作業を委託している個人 ・ 地方公共団体、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会	総議決権の過半
農業関係者以外	(制限なし)	総議決権の2分の1未満
4. 役員要件
 - ① 役員の過半が、法人の行う農業に常時従事する構成員（原則年間150日以上）であること
 - ② 役員又は重要な使用人の1人以上が、法人の行う農業に必要な農作業に従事（原則年間60日以上）すること

農地を所有又は借入れて農業参入する基本的要件（パターン1・2）

農地を所有又は借入れて農業参入するには、次の要件を満たし、農業委員会等の許可が必要です。

基本的な要件 （個人と共通）

1. 農地のすべてを効率的に利用
機械や労働力等を適切に利用するための営農計画を持っていること
2. 周辺の農地利用に支障がない
水利調整に参加しない、無農薬栽培の取組が行われている地域で農業を使用するなどの行為をしないこと

※ 個人の場合は、上記1・2に加えて、必要な農作業に常時従事することが必要

農地を
所有したい

農地を
借りたい

農地所有適格法人（農地を所有できる法人）

1. 法人形態 株式会社（公開会社でないもの）、農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社
 2. 事業内容 主たる事業が農業（自ら生産した農産物の加工・販売等の関連事業を含む）〔売上高の過半〕
 3. 議決権 農業関係者が総議決権の過半を占めること
 4. 役員
 - ・ 役員の過半が農業に常時従事する構成員であること
 - ・ 役員又は重要な使用人が1人以上農作業に従事すること
- 農地所有適格法人は農地を借りることも可能

一般法人（貸借であれば、全国どこでも可能）

- 貸借であれば、農地所有適格法人の要件を満たすことは不要
1. 貸借契約に**解除条件**が付されていること
解除条件の内容：農地を適切に利用しない場合に契約を解除すること
 2. 地域における適切な**役割分担**のもとに農業を行うこと
役割分担の内容：集落での話し合いへの参加、農道や水路の維持活動への参画など
 3. 業務執行役員又は重要な使用人が1人以上**農業**に常時従事すること
農業の内容：農作業に限られず、マーケティング等経営や企画に関するものであっても可

企業が農業参入（営農開始）するまでの手順（イメージ）

①事業構想の作成

《農業参入のリスクの把握》

農業は天候により農産物の収穫量や品質が左右され、市場価格の下落や気象災害等の被害により、投資した資金の回収ができないリスクが想定されますので、留意が必要です。

《農業への参入プランの明確化》

「農業」といっても様々な分野があります。米、野菜、果樹、花きなどの中から市場性がある農産物を選定することが重要です。

農産物の生産においては、品目によって適した気象条件や土壌条件があるため、作りたい品目に合う候補地（農地）を選定することが重要です。

また、周辺的环境への影響が大きく、参入地域が限定される品目もありますので、候補地（農地）の選定に当たっては留意が必要です。

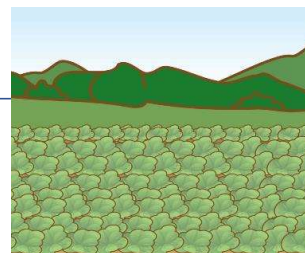
②参入地の選定

《参入する地域の選定》

参入プランを実践するためには、生産する品目等に適した農地の確保が必要です。生産しようとしている品目に適した気象条件・土壌条件や出荷・販売のための利便性などについて検討を行い、参入する地域の選定を行いましょう。

《参入する農地の選定》

参入希望地域における参入可能農地の有無について確認するため、まずは参入を希望している市町村の農業委員会へ相談しましょう。



③参入地の決定（地元の合意）

《農業や農村地域の理解》

農地は、農家にとって職場であるとともに、先祖から受け継いだ大切な資産です。住居と農地（＝職場）が近接する農村地域では、見知らぬ企業が参入することに対して、農業生産や暮らしの両面から大きな不安を抱く住民も少なくなく、参入の際には地域社会との調和が不可欠です。

参入に当たっては、地域社会の一員となる気持ちを持ち、参入目的を説明するなどして、地域農家や関係機関から信頼を得られるようにすることが重要です。

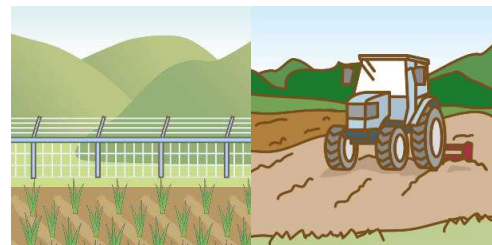


④営農計画の作成

《具体的な経営計画の検討・作成》

参入する地域や農地がおおよそ決定したら、設定した売上目標について具体的な経営計画の検討・作成を行いましょう。参入後の経営を安定させるためには、次の項目について、できる限り正確な情報を集め、経営計画を立てることが重要です。

- ・ 品目（作型・品種）ごとの生産規模（面積・生産量）
- ・ 生産物の販売計画（標準的な収穫量、販売単価、市場平均価格等）
- ・ 生産コスト（例）物財費：種苗費、肥料費、農薬費、農機具費など
諸経費：土地改良費、支払地代（賃借料）など
- ・ 労働時間（月別、旬別の労働時間配分）
- ・ 機械・施設等の利用計画
- ・ 資金計画



⑤農地の利用権の取得

《農地の権利移動》

農地の売買や貸借では、農地所有者と耕作者との間の契約だけではその効力を生じません。農地所有者と耕作者との間の契約に加え、農地法、農業経営基盤強化促進法又は農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく許可等を得る必要があります。

《農地に関する法律や制度の理解》

農地に関する関係法令として、農地法、農業経営基盤強化促進法、農地中間管理事業の推進に関する法律、都市農地の貸借の円滑化に関する法律や農業振興地域の整備に関する法律などがあります。

法律により、国、県、市町村等の業務なども異なりますので、必要に応じて担当部局に相談してください。

⑥営農開始



⑦農地の利用状況の報告

《農業委員会への定期報告》

毎年、事業の状況等をその農地等の所在地を管轄する農業委員会（該当する農業委員会が複数ある場合は、その複数の農業委員会）に、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に報告書を提出する必要があります。

（農地法第6条第1項及び第6条の2）

なお、定期報告を行わない場合あるいは虚偽の報告を行った場合は30万円以下の過料が科せられます。

農業技術の習得と人材の育成

企業の持つノウハウや資金力などは、農業参入においては大きなメリットとなりますが、農業経営の成否は農産物の安定生産にかかっており、安定生産のためには農業技術の習得が欠かせません。

農業技術の習得は一朝一夕にはいきませんので、参入プランに明確に位置付けることが必要です。

企業の農業参入においては

- ① 社員から技術者を育成する
 - ② 技術を持つ農業者から指導を受ける
 - ③ 外部から技術者を雇用する
- などの方法が考えられます。

また、府県の機関として、農業技術、農業経営、担い手育成を支援するために農業普及指導センターが設置されています。

普及指導センターには農業の専門ごとの知識をもった農業普及指導員が所属し、農民生産・管理技術の普及指導等、地域農業のサポーターとして活動していますので、相談が可能です。

※（一社）全国農業改良普及支援協会のホームページから各府県の普及支援センターの連絡先が検索できます。
<https://www.jadea.org/link/center.html>

補助金等の支援

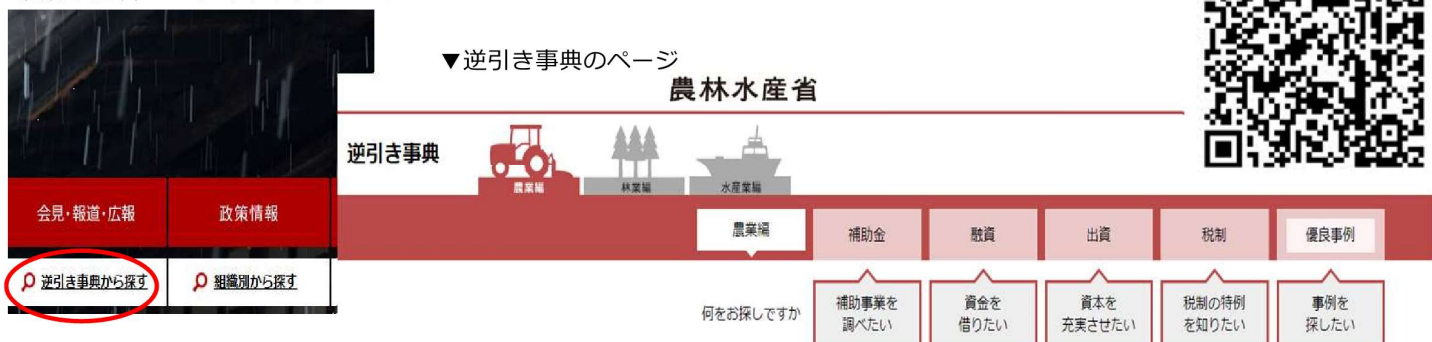
農業に参入する上で必要となる資金について、支援する事業や制度を活用できる場合があります。

農林水産省ホームページに掲載の「農業経営支援策活用カタログ2024」(https://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_pamph/180529.html)や逆引き事典などをご参照ください。

逆引き事典 <https://www.gyakubiki.maff.go.jp/appmaff/input/>

- 農林水産省の施策のうち、補助金、融資、出資、税制及び優良事例を分かりやすくスピーディーに検索できます。

▼農林水産省WEBサイトトップページ



都道府県の農業参入相談窓口		
北海道	農政部農業経営局農業経営課	(直)011-206-7364
青森県	農林水産部構造政策課	(直)017-734-9462
岩手県	農林水産部農業振興課	(直)019-629-5643
宮城県	農林水産部農業振興課	(直)022-211-2833
秋田県	農林水産部農林政策課	(直)018-860-1728
山形県	農林水産部農業経営・所得向上推進課	(直)023-630-3108
福島県	農林水産部農業担い手課	(直)024-521-7340
茨城県	農林水産部農業経営課	(直)029-301-3844
栃木県	農政部経営技術課	(直)028-623-2317
群馬県	農政部農業構造政策課	(直)027-226-3021
埼玉県	農林部農業支援課	(直)048-830-4052
千葉県	農林水産部担い手支援課	(直)043-223-2905
東京都	農林水産部農業振興課	(直)03-5000-7187
神奈川県	環境農政局農水産部農業振興課	(直)045-210-4425
山梨県	農政部担い手・農地対策課	(直)055-223-1611
長野県	農政部農村振興課	(直)026-235-7245
静岡県	経済産業部農業局農業ビジネス課	(直)054-221-2617
新潟県	農林水産部地域農政推進課	(直)025-280-5292
富山県	農林水産部農業経営課	(直)076-444-3266
石川県	農林水産部農業経営戦略課 農地政策グループ	(直)076-225-1633
福井県	農林水産部園芸振興課 園芸振興グループ	(直)0776-20-0432
岐阜県	ぎふアグリチャレンジ支援センター	(直)058-215-1550
愛知県	愛知県立農業大学校企画研修部就農企画課（農起業支援ステーション）	(直)0564-51-1034
三重県	農林水産部担い手支援課	(直)059-224-2133
滋賀県	農政水産部農政課	(直)077-528-3815
京都府	農林水産部経営支援・担い手育成課	(直)075-414-4918
大阪府	環境農林水産部農政室推進課 経営強化グループ	(直)06-6210-9592
兵庫県	農林水産部農業経営課	(直)078-362-4035
奈良県	食農部担い手・農地マネジメント課	(直)0742-27-7412
和歌山県	農林水産部農業生産局経営支援課	(直)073-441-2890
鳥取県	農林水産部農業振興局経営支援課	(直)0857-26-7276
島根県	農林水産部農業経営課	(直)0852-22-6748
岡山県	農林水産部農政企画課	(直)086-226-7408
広島県	農林水産局就農支援課	(直)082-513-3566
山口県	農林水産部農業振興課	(直)083-933-3380
徳島県	農林水産部農林水産政策課農地政策室	(直)088-621-2462
香川県	農政水産部農業経営課	(直)087-832-3408
愛媛県	農林水産部農政企画局農政課農地・担い手対策室	(直)089-912-2552
高知県	農村振興部農業担い手支援課	(直)088-821-4513
福岡県	農林水産部農林水産政策課	(直)092-643-3468
佐賀県	農林水産部農業経営課	(直)0952-25-7118
長崎県	長崎県農業会議	(直)095-822-9647
熊本県	農林水産部流通アグリビジネス課	(直)096-333-2377
大分県	農林水産部新規就業・経営体支援課	(直)097-506-3780
宮崎県	宮崎県農業会議	(直)0985-73-9211
鹿児島県	農政部経営技術課	(直)099-286-3152
沖縄県	農林水産部農政経済課	(直)098-866-2257

注：農林水産省HPより抜粋 (https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/sannyu/kigyoyou_sannyu.html)

企業の皆さま

農業に参入しませんか

食品関連企業だけでなく、自動車、建設、電気関連など幅広い業種から農業に参入されています。



農業参入に関心がある企業の皆さま、お気軽にご相談ください

「相談窓口」

近畿農政局では、農業参入を検討している企業の皆さまからご質問を受け付ける相談窓口を設置しています。



「企業の農業参入に関するアンケート」

企業の皆さまがどのようなことに関心をお持ちなのか、WEBアンケートを実施中です。是非ご回答下さい。

